

京都市上下水道局告示第33号

京都市指定給水装置工事事業者から、京都市指定給水装置工事事業者規程第7条第1項の規定に基づき事業の廃止の届出がありましたので、同規程第10条第2号の規定に基づき告示します。

令和6年10月24日

京都市公営企業管理者
上下水道局長 吉川 雅則

1 廃止届出業者名等

指定番号977号 業者コード1059号
大阪府堺市西区太平寺539番地の1
株式会社SENTEC
代表取締役 三木 宣二

2 廃止年月日

令和6年9月29日

(上下水道局水道部水道管路課)